

科目ナンバリング		U-LAS03 10006 SB48							
授業科目名 <英訳>		外国文献講読（法・英）I-E1 Readings in Humanities and Social Sciences (Law, English)I-E1				担当者所属 職名・氏名		法学研究科 教授 玉田 大	
群	人文・社会科学科目群			分野(分類)	外国文献研究			使用言語	日本語
旧群	C群	単位数	2単位	週コマ数	1コマ	授業形態	演習（対面授業科目）		
開講年度・ 開講期	2025・前期		曜時限	水4		配当学年	2回生以上	対象学生	全学向
【授業の概要・目的】									
【概要】 現在進行形の国際紛争に関連する国際判例を読解し、分析と議論を行う。 【テーマ】 以下の判例を読む（現在進行形の事件が多いため、以下は候補。どれを選定するかは授業開始時に決定する）。 ジェノサイド条約事件（南ア対イスラエル）。2023年12月29日提訴。2024年に暫定措置命令が出る予定。 ジェノサイド主張事件（ウクライナ対ロシア）。2022年のロシアによるウクライナ軍事侵攻に対してウクライナが提訴した事件。暫定措置命令と訴訟参加命令。 パレスチナ勧告的意見（ICJに係属中） 気候変動に関する勧告的意見（ITLOSとICJに係属中） 【目的】 本講義の目的は、国際裁判判決の原文を読みこむことで、英文読解力を高めることに加え、ウクライナ侵略、パレスチナ紛争、気候変動に対して、国際法・国際裁判・国際法学がどのように対応・機能しようとしているのか、という実践的な問題関心を深めることである。									
【到達目標】									
国際裁判判決の原文に触れることにより、法学（国際法）に関する英語資料の読解力を向上させる。 国際裁判手続や国際紛争解決の基本的知識を獲得する。 一次資料を読みこなした上で、自己の批判的見解を構築する。 英語での議論に慣れる。									
【授業計画と内容】									
第1回 イン트로ダクション 授業の進め方や参考文献について紹介・説明する。ウクライナ侵攻に関する経緯確認を行い、参加者間で基礎的な知識の共有を行う。また、本講義で扱う判例と進め方についても決定する。									
第2回～第14回 指定判例の講読 ジェノサイド主張事件（ICJ：ウクライナ対ロシア）。仮保全措置命令（2022年）、訴訟参加命令（2023年）、先決的抗弁判決（恐らく2024年）。 パレスチナへのICC規程適用可能性判断（ICC：2021年） パレスチナにおけるイスラエルの政策・実行（ICJ：勧告的意見）：係属中。 気候変動に関する勧告的意見（ITLOSとICJ。係属中） 主に を想定しているが、講義開始時点での訴訟展開状況によって柔軟に対応する予定である。									
第15回 学習到達度の評価									
-----外国文献講読（法・英）I-E1(2)へ続く↓↓↓									

外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1(2)

【履修要件】

外国文献講読（法・英）は専門への導入コースなので二回生以上を対象とする。

国際裁判判決では専門用語（国際法の用語と国際裁判の用語）が多く使われるため、事前の十分な予習に加えて、専門書で知識を補充する必要がある。

必要とされる英文読解レベルについて不安がある学生は、事前に下記の仮保全措置命令を見ておくことを勧める。

<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/182/182-20220316-ord-01-00-en.pdf>

このICJ命令について、英和辞書があれば読める程度であれば問題ない。

【成績評価の方法・観点】

平常点（授業内での発言等）で評価する。

【教科書】

使用しない

【参考書等】

（参考書）

授業中に紹介する

授業で使用するICJ判決や命令はウェブサイトですべて入手可能である。必要に応じて、アクセス方法をPandA等で知らせる。

（関連URL）

<https://www.icj-cij.org/en/case/182>(ICJ ジェノサイド主張事件（ウクライナ対ロシア））

<https://www.icj-cij.org/case/176>(ICJ エルサレム米国大使館移転事件（パレスチナ対米国））

<https://www.icj-cij.org/case/186>(ICJ パレスチナ勧告的意見)

<https://www.icc-cpi.int/palestine>(ICC パレスチナ事態)

【授業外学修（予習・復習）等】

講読対象の判例については、すべて自分で読んでくること（分からない英文について調べてくること）。また、可能な限り、分からない専門用語は国際法の教科書や専門書で確認しておくこと。特に国際訴訟法の概念が多く出てくるため、専門書で判例動向を確認する必要がある。また、本講義では、英文の読解自体ができることは前提として、判決内容の分析に踏み込むため、事前に精読しておくことが求められる。

【その他（オフィスアワー等）】

この科目は法学部生を対象に開講される科目です。履修人数に余裕があれば、他学部の学生も履修できますが、法学部事務室にて事前申込みが必要です。詳細は、履修（人数）制限に関するお知らせにて確認してください。

【主要授業科目（学部・学科名）】